

株式の分割、単元株式数の変更について

T&D保険グループの株式会社T&Dホールディングス(社長:中込 賢次)は、平成23年8月25日開催の取締役会において、株式の分割および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更並びに配当予想の修正について決議いたしました。概要は次のとおりです。

株式の分割、単元株式数・発行可能株式総数の定款変更の概要

1. 株式の分割

- (1)平成23年9月30日(金)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割します。
- (2)分割により増加する株式数 普通株式 340,740,000 株
- (3)分割後の発行済株式数 普通株式 681,480,000 株
- (4)効力発生日 平成23年10月1日(土)

2. 単元株式数・発行可能株式総数の変更

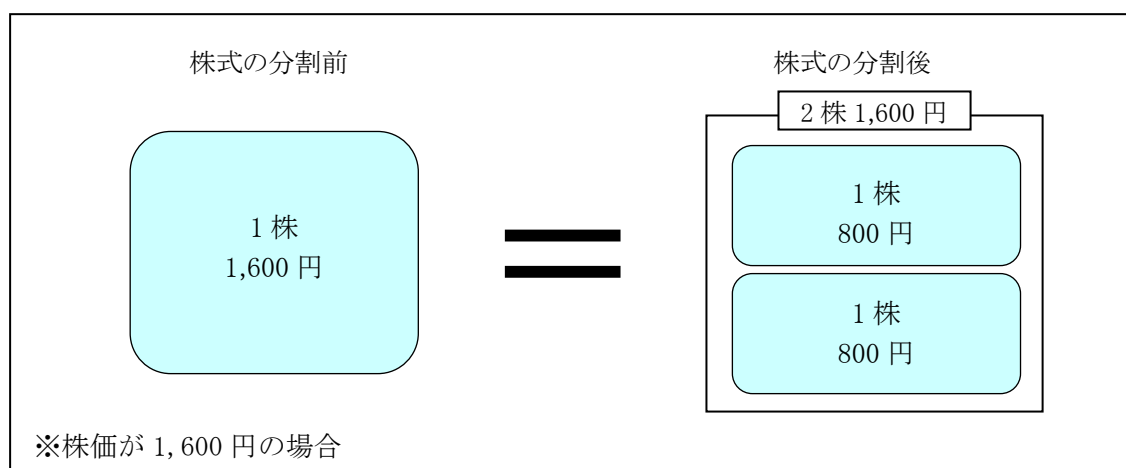
平成23年10月1日(土)付をもって当社定款を変更し、単元株式数を50株から100株に変更するとともに、発行可能株式総数を966,000,000株増加して1,932,000,000株とします。

株式の分割および単元株式数の変更を行う目的

- 全国証券取引所は、中長期的に、現在取引所で売買されている株式の売買単位を100株に統一する計画を進めています。(現在の売買単位は1、10、50、100、200、500、1,000、2,000株の8種あります。平成22年3月末現在、売買単位が1,000株の企業は43%、100株の企業は48%、当社同様50株の企業は0.7%です。)
- 売買単位の集約が進めば市場の使い勝手が向上することや、中長期的な流動性の向上、資金調達の円滑化などが図られ、また勘違いによる発注ミスも防ぐことができるようになります。
- 当社はこのような取引所の計画に対応するため、当社株式の売買単位(=単元株式数)を50株から100株に変更します。しかし、単純に単元株式数を2倍し100株にするだけでは、購入に必要な資金が2倍になり、売買しにくくなりますので、同時に株式1株を2株に分割することで、購入に必要な金額が変わらないようにします。

株式の分割とは

- 株式の分割とは、既に発行されている株式(発行済株式)を分割して、発行済株式数を増加させることをいいます。当社の場合、株式を2分割しますので、発行済株式数が2倍になります。
- 会社の発行済株式数が2倍になると同様、各株主様の保有株数も2倍になりますので、株式の分割の前後で、**各株主様の保有株式の価値は変わりません。**
- 言い換えれば、例えば株価が1株 1,600 円とすると、株主様保有の 1,600 円の株式 1株が、分割後は 800 円の株式2株になるということで、保有株式の価値は変わりません。



- また、50株(単元株式)を保有している株主様は、株主総会で議決権を行使することができる権利を有しています。単純に、現在の単元株式数 50株を 100株に変更するだけでは、50株保有の株主様の権利を奪ってしまうことになります。それを避けるため、同時に株式分割を行い、株主様の保有株式数も2倍にしたうえで、単元株式数も2倍にし、権利関係に変更が生じないようにします。したがって、**株式の分割の前後で、株主様の議決権数に変更はありません。**

配当予想について

- 株式を2分割することに伴い、1株当たりの配当予想金額を修正(45円→22円50銭)しました。
- そのため、**株主様が受領される配当予想金額に変更はありません。**

	ア. 1株当たり 配当予想金額	イ. 株主A様 保有株数	ウ. 株主A様 受領配当予想金額
①株式の分割前	45円	500株	22,500円
②分割により増加する株式	—	500株	—
③株式の分割後	22.5円	1,000株	22,500円

※上表は源泉税を考慮していない。分割前①、分割後③で受領配当予想金額ウ.は変わらない。

株価の表示

- 株式の分割について、当社は株式を2分割しますので、例えば1株 1,600 円だった株価は、分割後は 800 円の株式2株になります。そのため**9月 28 日より株価表示が変更**(半分になる)されますが、分割により発行済株式数・株主様の保有株数も2倍になっており、分割の前後で株主様の保有株式の価値は変わっておりません。
- 10月1日が株式分割の効力発生日ですが、9月28日に実施した売買は代金支払・株式の権利移転が10月1日になるため、9月28日から株価表示は従来の半額となり、また売買単位は50株から100株へと変更になります。

(株価が 1,600 円の場合)

9/27 (火)	9/28 (水)	9/29 (木)	9/30 (金)	10/1 (土)
株価表示 1,600 円	株価表示が変更 800 円			株式の分割の 効力発生日

9/28 に売買した株式の
権利移転が 10/1 のため
9/28 から株価表示が変更



必要なお手続き

- 今般の株式の分割および単元株式数の変更に関連し、**株主様でお手続きいただく必要のある事項は一切ございません。**

お問合せ先

- 本件に関するお問合せは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行までお願いいたします。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)